

財形住宅貯蓄積立保険、財形年金積立保険にご加入の皆さまへ 非課税特例制度のご案内

災害により被害を受けられたときなどは、当社財形保険契約の払出しに関して、以下の非課税特例^(※)が適用される場合がありますので、まずは最寄りの税務署へご相談くださいますようお願い申し上げます。

(※) 2017年3月31日租税特別措置法施行令の一部を改正する政令の公布にともなう非課税特例

■災害等の事由による目的外解約時の非課税特例

財形非課税貯蓄を本来の目的（住宅購入等、年金受取）以外で解約される場合（目的外解約）、本来であれば利子等に課税されますが、目的外解約が災害等の事由による場合には、一定の要件の下、税務署の確認を受けた場合には、非課税特例が適用されます。

<対象商品>

財形住宅貯蓄積立保険、財形年金積立保険

<災害等の事由>

- ・本人または生計を一にする親族が所有する家屋が災害等による被害を受けた場合
- ・本人または生計を一にする親族に対して支払った医療費の年間合計額が200万円を超えた場合
- ・本人が所得税法上の一定の寡婦（夫）に該当することとなった場合
- ・本人が所得税法上の特別障がい者に該当することとなった場合
- ・本人が雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者に該当することとなった場合

<手続き方法>

- ・住所地の所轄税務署長に確認申出をし、税務署長の確認を受けてください。
（上記の事由が生じた日から11カ月を経過する日までに所定の申出書の提出が必要）
- ・税務署長の確認を受けた通知書と「財形支払請求書」を当社へご提出ください。
（上記の事由が生じた日から1年を経過する日までに払出しが必要）



※当特例制度の詳細については、直接住所地の税務署へお問合せください。

当案内、当社財形保険契約に関するご照会は、以下のお問合せ先へご連絡ください。

お問合せ先

大樹生命お客様サービスセンター（共済・財形）

電話番号 04-7162-3246 平日9:00~17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）